

## 忠岡町特定不妊治療費助成制度のご案内

忠岡町では、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、助成金を交付します。助成金の交付を受けるには、要件があります。

この案内の説明をお読みいただき、該当される方で、助成金の交付を希望される方は、保健センターまでお越しいただきますようお願いいたします。

〈お問合せ〉

忠岡町保健センター

忠岡町忠岡東 1-34-1 (忠岡町役場 2 階)

TEL 22-1122

## 「特定不妊治療費助成制度」のご案内

### 1. 助成対象となる特定不妊治療

不妊治療のうち、体外受精（顕微授精を含む）及び精子を精巣または精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）のことをいいます。

\*「タイミング療法」「排卵誘発法」「人工授精」などは特定不妊治療には該当しませんので、助成の対象とはなりません。

### 2. 忠岡町の助成制度

特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと医師に診断されている法律上のご夫婦に対して、従来の大阪府の特定不妊治療助成制度（不妊に悩む方への特定治療支援事業）に加えて、特定不妊治療に要した費用のうち、大阪府の助成金を控除した額で、1回につき5万円を限度に助成するものです。

### 3. 助成を受けるための要件

（1）対象者（次の①及び②を満たすご夫婦です。）

①申請年度と同じ年度において、大阪府不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業による承認を受けていること。

②治療が終了した日から申請日に至るまで、夫婦の両者が忠岡町に住所を有していること。

\*ここでいう夫婦とは、戸籍謄本等により法律上の婚姻をしていることが確認できる夫婦です。

（2）対象となる治療

①特定不妊治療（医師の判断によりやむを得ず治療が中断された場合を含む）及びこれに関連する検査に要した費用。ただし、入院費、食事代、胚などを凍結した場合の管理料及び文書料は除きます。

\*大阪府の指定医療機関で受けていることが必要です。

②次による治療は除きます

- ・夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- ・（代理母）夫の精子、妻の卵子及びそれによって得た胚であっても、妻以外の第三者が妻の代わりに出産する方法
- ・（借り腹）夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、その第三者が妻の代わりに妊娠し、出産する方法

### 4. 助成の内容

（1）助成額

特定不妊治療1回に要した費用から、大阪府の助成金の額を控除した額となります。

ただし、5万円が限度です。（100円未満は切り捨てとなります）

《計算例》 例1）治療費40万円－大阪府助成15万円＝25万円……町助成5万円

- 例2) 治療費 18 万円－大阪府助成 15 万円＝3 万円……町助成 3 万円  
 例3) 治療費15万円－大阪府助成15万円＝0……町助成はありません。

## (2) 回数・期間

申請されるご夫婦の状況	助成年数及び回数
初めて助成を受ける治療開始日の妻の年齢が 40歳未満のご夫婦	通算6回まで
初めて助成を受ける治療開始日の妻の年齢が 40歳以上43歳未満のご夫婦	通算3回まで

※助成回数は、大阪府の助成回数と同等です。

## 5. 申請方法

### (1) 必要な書類

#### 【申請書】

- ①忠岡町特定不妊治療費助成金交付申請書（様式第1号）  
 ＊必要事項を記入し、夫婦個々に自署・押印してください。

#### 【添付書類】

- ②大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業承認通知書（原本）  
 ③大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書（コピー可）  
 ④特定不妊治療に要した費用の領収書（原本）  
 ②～④の書類は、コピーして返却します。

※訂正が必要な場合がございますので印鑑をお持ちください。

### (2) 申請期日

大阪府の承認通知日の属する年度の末日または、通知後 30 日以内のいずれか遅い日までに申請してください。

＊なるべく早めに申請してください。3月末に治療が終了した場合は、大阪府等の承認通知書が翌年度に届きます。その場合も本町での取扱いは、府と同様に前年度分として受理しますので、早めの申請をお願いします。

＊申請期日が町の休業日にあたる場合は、その翌日以降の最初の休業日でない日が申請期日となります。

### (3) 申請書、添付書類の提出先（郵送による提出はできません）

忠岡町保健センター  
 忠岡町忠岡東1-34-1 忠岡町役場2階  
 TEL 22-1122

## 5. 申請の流れ

治療の終了

↓ 町への申請は、大阪府の助成承認通知が必要です。

大阪府への助成申請

府の申請・お問合せ先：大阪府和泉保健所 和泉市府中町6丁目12-3

TEL 0725-41-1342

↓

大阪府において承認の決定

↓

忠岡町への助成申請

(大阪府の承認通知日の属する年度の末日または、通知後30日以内のいずれか遅い日まで)

↓

申請の受理

↓

承認・不承認の決定・通知

↓ 承認決定の場合

助成金の交付 (口座振込です)

忠岡町保健センター

忠岡町忠岡東1-34-1 (忠岡町役場2階)

TEL 22-1122